

お客様各位

令和元年 6 月 14 日
株式会社ケーブルワン

ケーブルワンモバイルサービス契約約款等の一部変更について

ケーブルワンモバイル契約約款等の一部について、以下の通り追加及び変更します。変更実施日は令和元年7月1日とし、同日より適用されます。

追加及び変更した部分については下線を附していますので、お申込み前に必ずご確認ください。

ケーブルワンモバイル サービス契約約款

第 3 条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味						
ケーブルワンモバイルサービス	<p>本約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。株式会社NTTドコモ（以下、「特定事業者」という。）が、株式会社NTTドコモのFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。</p> <p>(中略)</p> <table border="1"><thead><tr><th>オプション</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>(スマートフォンセキュリティ の項まで変更なし)</td><td></td></tr><tr><td><u>通話定額</u></td><td><u>対象となる電気通信番号に対して規定の方法により発信した通話のうち、規定時間以内の通話について、通話料を定額とするもの。</u> <u>その他、当社が別に定める事項に準ずるものとする。</u></td></tr></tbody></table>	オプション	内容	(スマートフォンセキュリティ の項まで変更なし)		<u>通話定額</u>	<u>対象となる電気通信番号に対して規定の方法により発信した通話のうち、規定時間以内の通話について、通話料を定額とするもの。</u> <u>その他、当社が別に定める事項に準ずるものとする。</u>
オプション	内容						
(スマートフォンセキュリティ の項まで変更なし)							
<u>通話定額</u>	<u>対象となる電気通信番号に対して規定の方法により発信した通話のうち、規定時間以内の通話について、通話料を定額とするもの。</u> <u>その他、当社が別に定める事項に準ずるものとする。</u>						
(以下変更なし)							

(中略)

第 30 条 (サイバー攻撃への対処)

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
- (2) 契約者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、本サービスを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第 31 条 (管轄裁判所)

(以下変更なし)

【別紙 1】

ケーブルワンモバイルサービスにおいて定める事項

1. ～6. (変更なし)

7. 月額料金の額 (第 22 条関係)

本サービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) (変更なし)

(2) SMS機能及び音声通話機能付きSIMカード利用料

品目	料金	備考
(変更なし)		

通話オプション	月額料金の額 (1SIMカードにつき)
留守番電話利用料	300円 (税別)
割り込み電話着信利用料	200円 (税別)
迷惑電話撃退利用料	無料(申し込み不要)
通話定額 (10分) 利用料 ※5	850円 (税別)
<u>通話定額 (10分・法人) 利用料 ※5</u>	<u>1,500円 (税別)</u>

※1 ～※5 (変更なし)

a. ～j. (変更なし)

k. 通話定額(10分)オプションを申し込むことができる契約者は、業務利用を伴わない個人のみとします。通話定額(10分・法人)オプションを申し込むことができる契約者は、法人及び個人事業主を含む業務利用を伴う個人とします。

l. (変更なし)

(3) ユニバーサルサービス料 (1SIMカードにつき) 基礎的電気通信役務支援機関が公表する認可料金の相当額

(4) (変更なし)

8. ～11. (変更なし)